

由利本荘市 地域クラブ活動に係るガイドライン

令和 7 年 9 月

由利本荘市観光文化スポーツ部

由利本荘市教育委員会

I 地域クラブの基本的な考え方

1 本市が目指す姿

県により「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和6年3月）」が策定され、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について考え方が示された。

これを受けて、本市における地域クラブ活動は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指すこととする。

また、本市において保護者、教員、地域のスポーツ・文化芸術団体、行政職員等で組織する「由利本荘市中学校部活動地域移行推進協議会」や「部活動地域移行関係者協議会」などをはじめとする関係者からの意見を聴取し、地域の実態を総合的に勘案し、以下の4つの基本方針を定めた（推進計画と同じ）。

- （1）生涯に渡って、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備
- （2）あらゆる運営主体による多様な地域クラブ活動の展開
- （3）適正な活動と持続可能な運営体制の構築
- （4）平日も含めた地域移行の実現

2 本ガイドラインの適用範囲と用語の定義について

本ガイドラインは以下に定義する全ての地域クラブに対して適用する。なお、本ガイドラインにおいて、地域移行の対象は由利本荘市立中学校とする。

（1）地域団体

「地域団体」とは、地域のスポーツ・文化芸術活動の担い手として総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、地域学校協働本部、保護者会同窓会などを例とする由利本荘市とは独立した多様な団体で、運営体制が整備されているものとする。

（2）地域クラブ活動

「地域クラブ活動」は、学校の教育課程外の活動であり、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものとされている。本ガイドラインでは、中学校部活動の地域移行に伴い子どもの選択肢を広げ、多様なニーズに応える「社会教育」を実施する地域団体が実施主体となる活動で、本ガイドラインを遵守し、主として由利本荘市内で活動し、「（仮）由利本荘市地域クラブ事務局」（以下、「地域クラブ事務局」という）に登録又は届け出した活動を「地域クラブ活動」という。

(3) 地域クラブ

「地域クラブ」とは地域クラブ活動の実施主体となる地域団体をいう。
「地域クラブ」は、本ガイドラインの要件を満たし別に定める要領に基づいて地域クラブ事務局に登録したものをいう。

(4) 運営団体

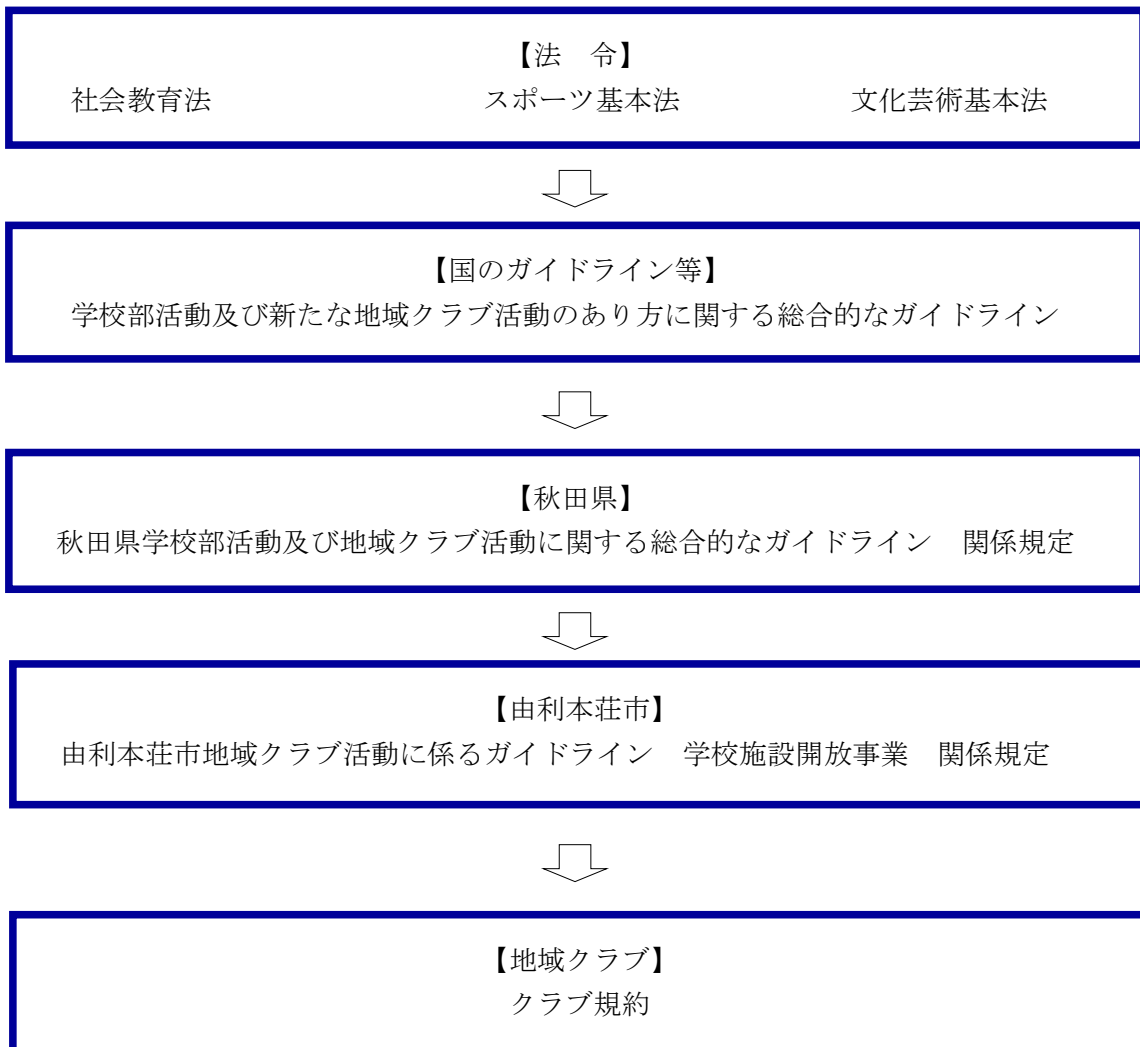
「運営団体」とは、各地域クラブ活動を統轄する地域クラブ事務局のことをいう。

(5) 地域連携

「地域連携」とは学校部活動において合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保する取り組みをいう。

3 本ガイドラインの関係規定と位置づけ

本ガイドラインは社会教育法、スポーツ基本法、文化芸術基本法の法令及び国のガイドラインに基づき本市の地域クラブ活動について必要事項を示すものである。



4 必要な手続き

地域クラブの登録等に必要な手続きについては、募集要項において別に定める。

また、地域クラブの申し出により、地域クラブ事務局は登録等を抹消することができる。

以下のいずれかに該当し、地域クラブに対して必要な措置を講じることを地域クラブ事務局が求めたにもかかわらず応じない場合、登録等を取り消すことができる。

- (1) 登録又は届け出内容に不備、もしくは虚偽がある場合
- (2) 地域クラブが理由なく活動を停止したとき
- (3) 地域クラブが要件を満たさなくなったとき
- (4) その他地域クラブ事務局が必要と認める場合

II 地域クラブの要件

地域クラブは以下の全ての要件を満たさなければならない。

1 規約の制定

- ・地域クラブは、本ガイドラインに則り、規約を制定しなければならない。
- ・地域クラブは、規約を地域クラブ事務局へ提出しなければならない。

2 活動計画の作成

- ・地域クラブは、活動計画を作成しなければならない。当該活動計画は学校行事を考慮して作成するものとする。
- ・地域クラブは、年間（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）および毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日および大会日程等）を実施月の1ヶ月以上前に作成し、参加者へ伝えることとする。

3 中学生における参加者

- ・中学生における地域クラブの参加者は、原則として由利本荘市立中学校の生徒とする。

4 人員体制

- ・地域クラブは2名以上の代表者・指導者・事務担当で構成されていること。
- ・代表者・指導者・事務担当者は兼任可能とする。
- ・代表者・指導者・事務担当者は18歳以上（高校生は除く）であること。

5 指導者

- ・指導者は地域クラブ事務局が指定する研修に参加しなければならない。ただし、JSPO公認スポーツ指導者資格等の有資格者で地域クラブ事務局が認めた場合には、この限りではない。

6 連絡体制

- ・地域クラブは、不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関、団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理体制を整えなければならない。

い。

7 スポーツ団体ガバナンスコードの準拠

- ・地域クラブは「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営を行わなければならない。

8 適切な経理

- ・地域クラブは公正かつ適切な会計処理を行うとともに責任者を定めるものとする。
- ・地域クラブは組織運営に透明性を確保するため会計処理の内容を団体内で保護者および関係者に報告するとともに、関係者に対する情報開示を適切に行う。

9 会費の適切な設定

- ・地域クラブは、参加者や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定する。
- ・地域クラブは会費の額を公表しなければならない。

10 活動場所

- ・地域クラブは営利目的で学校施設及び公共施設（以下「施設」という）を利用しない。
- ・地域クラブは施設を利用する際に当該施設の管理者の指示に従うものとする。
- ・地域クラブは利用予定の学校における施設利用調整会議に参加し、学校行事および他団体と施設利用について調整しなければならない。
- ・地域クラブは、使用する施設に瑕疵があった場合は、速やかに施設管理者へ報告しなければならない。
- ・地域クラブの参加者は由利本荘市の公共施設の関係規定を遵守しなければならない。

11 安全対策

- ・地域クラブは、熱中症対策をとらなければならない。
- ・地域クラブは活動場所において暑さ指数を測定するものとし、暑さ指数に応じて活動時間の短縮や活動の中止など適切に判断しなければならない。
- ・大雨、雷などの天候や熊などの出没などについても情報を収集し、クラブ員の安全を最優先に考え、活動の中止等を判断しなければならない。

12 休養日及び活動時間

- ・地域クラブは原則、週あたり2日以上休養日を設けるものとする（少なくとも平日1日、休日1日を休養日とする）。休日に大会への参加で休養日を設けられなかった場合は、休養日をほかの日に振り替える。
- ・地域クラブは1日の活動時間について、平日は2時間程度、学校の休養日は3時間程度（大会等への参加についてはこの限りではない）とし、できるだけ合理的でかつ効率的な活動を行う。

13 個人情報の管理

- ・地域クラブは個人情報の取り扱いに関するルール作りや担当者の設定等により、適正な管理に向けた体制整備を行う。

14 保険の加入

- ・地域クラブは指導者や参加者に対して、活動で生じた事故を補償する損害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

15 事故の責任

- ・地域クラブ会員は、地域クラブ活動中において施設、設備を破損若しくは忘失したときは、弁償の責を負わなければならない。
- ・地域クラブ会員は、地域クラブ活動中において故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- ・地域クラブ活動中に起きた事故に関しては、地域クラブ事務局は一切の責を負わないものとする。

16 団体

- ・営利を目的とした団体でないこと。
- ・政治又は宗教活動を行ってはならない。

Ⅲ 活動上、留意すべきこと

地域クラブは以下の点に留意しながら、活動するように努める。

1 指導者の資質向上

- ・地域クラブは、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取り組みに努めなければならない。また、指導者は、各種目に精通した有資格者や医療関係者等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理との面で支えるよう努める。
- ・地域クラブは、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO をはじめとする統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処できるよう努める。

2 事故防止、及び健康管理

- ・地域クラブは、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断するよう努めるものとする。特に熱中症対策については厚生労働省の「熱中症予防のための情報・資料サイト」や環境省の「熱中症予防情報サイト」を参考にする。
- ・地域クラブは、活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するよう努めるものとする。
- ・地域クラブは、活動場所の近くに AED があるか把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講することが望ましい。

3 効果的な指導

- ・地域クラブは、それぞれの文化・スポーツ活動の特性を踏まえた科学的・合理的な内容、実効性のある指導方法を積極的に取り入れ、効率的かつ効果的な活動を実施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるよう努める。

4 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

- ・体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても絶対許されない行為である。地域クラブは体罰や暴言、ハラスメントは、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての指導者が持ち、それらを根絶するための取り組みを行うことに努める。

【体罰の許されない指導と捉えられるもの】

- ①殴る、蹴る等
- ②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認めがたい又は限度を超えたような肉体的精神的負荷を課す。
- ③パワーハラスメントと判断される発言や行為、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

5 活動内容

- ・地域クラブは、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、生徒の志向や体力の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、団体の特性や指導体制に応じて段階的に確保するよう努める。
- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、可能な範囲で他の世代との活動に参画することも検討する。

6 活動場所への移動

- ・地域クラブは参加者及び保護者等と移動手段について情報共有するとともに、参加者が自転車を利用して活動に参加する場合、ヘルメットを着用させるよう努める。
- ・地域クラブは練習試合や大会・コンクールへ参加する場合、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、解散場所等を決定するのが望ましい。
- ・地域クラブは参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を行うことが望ましい。

IV その他

1 公立学校教職員が兼職兼業で地域クラブ活動の指導者となる場合

- ・地域クラブは、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いることがないように十分配慮するとともに、指導者の健康や本来の職務に支障がないこと、兼職兼業の許可申請を服務監督教育委員会へ届け出していることを確認するように努める。

2 地域クラブと地域クラブ事務局の関係

- ・地域クラブ事務局は、事故防止や安全措置、コンプライアンスの実践、ハラスメント等不適切行為の防止とその他の活動に必要と認める事項について研修を実施する。
- ・地域クラブ事務局は、地域クラブに関する相談を受け、適宜、地域クラブへ助言を行う。
- ・地域クラブ事務局は、参加者が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域クラブ活動の内容等を広報する。
- ・地域クラブは自らの責任において活動するものとし、地域クラブ事務局は原則として地域クラブの活動について責任を持たない。

3 国の方針変更

- ・今後、国や県より、地域クラブ活動に関わるガイドライン等が新たに示された場合、また、部活動に地域移行に関わる状況が大きく変わった際には、地域クラブ事務局が本ガイドラインを必要に応じて改訂するものとする。

V 附則

本ガイドラインは、令和7年9月24日より施行する。